

# 代表質問

## 創生市川第3

荒木 詩郎  
松永 鉄兵  
稲葉 健二  
(総括質問者)

### 認可外保育園への支援

問 認可外保育園は待機児童の受け皿として重要だが、認可保育園と比べてこれに対する支援は十分とはいえない。保育環境の向上に向けしっかりとした支援が必要と考えるが、本市の現状について問う。また、本市では認可外保育園の保育料について、一律に補助金を支給しているが、他市では認可保育園の所得階層ごとの保育料との差額を補助している。今後の課題としたい。

答 認可外保育園に対する支援としては、国の指導監督基準を満たしている施設等に対して各種補助を行う他、保育の質の向上と職員のスキルアップに向け研修会を行っている。また、保護者への補助については平成23年度の見直し後7年が経過し、補助額と実態との乖離が生じており、まずは額の見直しにより保育料の負担縮小を図り、所得等にに応じた補助制度については今後の課題としたい。

### ごみ収集制度の見直し

問 ごみの出し方について一口に利便性といってもその内容は収集回数だけではない。例えば高齢者や障がい者等、ごみを集積場まで持って行く事に非常に苦慮されている人も多くいる。高齢者のごみ出し問題について、ごみの支援制度を行っている自治体も数多くある。まずは優先順位としてこれらごみ出しの弱者に対する支援を先に考えることが、やさしい市川市になるものと思うが、市はどのように考えているか。

答 高齢者や子育て世帯等のごみ出しについて何らかの配慮が必要ということには認識している。ごみの収集回数を見直しについては、回数を増やすことは時代に逆行している政策と想っているが、市はどのように考えているか。



燃やすごみの収集作業

## 清風会

松井 努  
片岡きょうこ  
(補足質問者)  
青山 博一  
石原みさ子  
(総括質問者)  
竹内 清海

### ごみの減量

問 ごみの収集回数が変更されて1年が経過したが、変更による効果を市はこのように捉えているか。また、さらなるごみの減量に向けては、保育園や幼稚園における環境学習の推進が有意義であると考え、今後学習を推進しているか。今後はどのように考えているか。

答 平成29年4月1日に燃やすごみの収集回数を週3回から週2回に変更する等の収集回数の見直しを行ったが、29年度の燃やすごみの収集量は前年度に比べて約2200t、2.8%減少した。これは収集回数の変更により、ごみの発生抑制や分別の促進に向けた取り組みが市民に浸透したことによる効果が大きいと考えている。また、子どもや保護者の環境に対する意識の向上を図るため、30年度は公立保育園11園及び公立幼稚園3園で参加型の環境学習を実施する予定である。今後はこれまでの実施効果

を検証しながら、私立保育園や幼稚園等も含め、より良い実施方法を検討して環境学習の拡大を図っていきたいと考えている。

問 発達に課題のある就学前児童が療育を受け始めるまでに数カ月かかることなどが、通所受給者証発行までの期間を短縮する、医師の診察無しで受給者証を発行できるようにするなど、障害児通所給付事業を利用しやすくなるような取り組みを行うことができないか。保護者及び保育園等の担任

また、こども発達相談室と保育園等の連携が重要と考えるが、今後どのように取り組んでいくのか。

答 受給者証発行までの期間短縮について、初回面談の時点で医師の診察を早期に希望する場合は速やかに診察を受けられるよう対応していきたい。また、障がいの有無又は可能性の確認は医師の診察結果に基づいて行っているが、今後は発達検査の結果で確認し、受給者証を交付していきたいと考えている。こども発達相談室と保育園等の連携については、相談室の職員

### 障害児通所給付事業

支援を行っているが、相談内容が多岐にわたる、ニーズも多様であることから、保健・子育て・福祉各部門の連携が大切であると認識している。新庁舎建設に当たっては、市民の利便性や

### 子育て支援

問 平成29年10月に実施された「結婚・出産・子育て・定住に関する市民アンケート」では、定住したいと思う人を増やすために実施した方がよい取り組みについての質問に対し、「安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない相談・支援体制の整備」と回答した人の割合が高かったとのことである。この結果を踏まえ、新庁舎建設に当たっては、母子保健相談窓口「アイティ」の利用促進及び機能強化を図るべきであると考え、市の認識を問う。

答 「アイティ」は子育て世代包括支援センターとして、保健師や看護師が妊娠・出産・子育てに関する相談などの中で子どもの課題や対応方法について共通理解を得るため、今後は、希望により三者面談を実施し、一貫した支援の取り組みを行うよう努めていく。



保健センターなど4カ所にある母子保健相談窓口「アイティ」

### 外国人の国保加入資格

問 外国人が留学ビザを取得して国民健康保険に加入

し、高額医療を受けているケースが報道されている。留学生在等外国人の国民健康保険の加入資格について、また、本市におけるこのようなケースの把握状況及び対応策について問う。

答 外国人の国民健康保険加入については、留学や技能実習、企業の経営・管理等の目的で3カ月を超えて日本に滞在する場合、居住する市町村に転入届を提出し、在留資格が確認され、住民基本台帳に登録されることで、当該外国人は加入資格を得ることができる。国民健康保険に加入して高額医療を受けているケースについては、平成29年12月の厚生労働省からの在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知に基づき、聞き取り調査や確認を行っているが、本市では現在のところ該当するケースは発生していない。市は今後も調査を遺漏なく実施して、保険給付の適正化に取り組みしていきたい。